

児童虐待のない未来のために - 高校生意識調査の分析に基づいた啓発活動とその検証 -

田中海舟^{*1}・川添綾^{*1}・堀川遥夢^{*1}・山口竜ノ介^{*1}・山崎一輝^{*1}
Email: okada2967@news.ed.jp

*1: 長崎県立長崎南高等学校 3 学年

◎Key Words 児童虐待の予防的支援, 高校生意識調査, 啓発活動とその検証

1. はじめに

本稿は春季カンファレンス 2020 で発表した「児童虐待問題を解決するために-児童相談所へのインタビューと高校生意識調査をもとに-」の発展的成果の報告である。児童相談所へのインタビューから「高校生への意識啓発によって将来起こりうる虐待を防ぐ」ことを着想し、①高校生の児童虐待に対する意識調査、②問題点分析、③焦点を絞った啓発活動、④アンケートによる効果検証に取り組むことにした。

2. 長崎こども・女性・障害者支援センター所長へのインタビュー

2.1 インタビューに至る経緯

児童相談所（以下、児相）とは、児童福祉法に基づき設置された児童福祉行政機関で、長崎県では長崎市と佐世保市に設置されている「こども・女性・障害者支援センター」の中に児童相談所の機能がある。虐待対応の実態を知りたいと長崎こども・女性・障害者支援センターにインタビューをお願いしたところ、柿田多佳子所長（当時）自らインタビューを受けてくださった。そこで明らかになった児相の業務体制・他機関との連携・職員の専門性の捉え方については前稿に述べたとおりである。ここでは本研究の動機となった点について取り上げる。

2.2 児相の基本スタンスの変化

児相の役割は社会の変遷とともに変わってきた。その変化を所長は図 1 のように説明され、今後の児相のスタンスについても予想を述べられた。

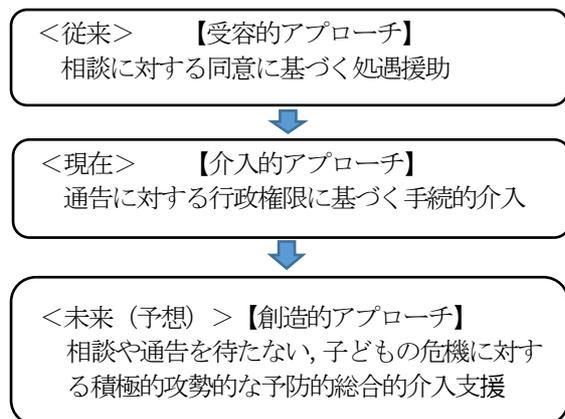


図1 児相の基本スタンスの変化⁽¹⁾

危機を察知し予防的に介入することが虐待のひとつの解決法だと知り、自分たちなりの予防的支援に取り組むことを着想し、目標を「高校生への意識啓発によって将来起こりうる虐待を防ぐ」と設定した。

3. 高校生の児童虐待に対する意識調査

まず、高校生の意識調査を無記名で行った。

対象：長崎南高校 2 学年生徒（有効回答数 207）

実施日：令和元年 12 月 20 日

この調査により浮かび上がった問題点はおもに次の 4 点である。前稿と重複するため要点のみ記す。

- ①児童虐待への関心の高さと虐待行為の理解度には相関は見られず、関心は高いと自負しながらも虐待行為を誤解している生徒が多い。
- ②9割以上が将来虐待をしないとしながらも、そのうちの7割が虐待行為のうち1つ以上を虐待ではないと捉えている。
- ③子どもの頃虐待行為を受けた生徒の方が受けていない生徒よりもその行為が許されると回答する割合が高い。
- ④子育て相談機関に関する知識が少なく、将来困ったときに相談しようという意識が薄い。

4. 焦点を絞った啓発活動

上記 3. の①～④に焦点を絞って在校生への啓発活動に取り組むことにした。

4.1 リーフレット「児童虐待のない未来へ」

啓発リーフレット（図 2）を、「児童虐待のない未来へ～南高生へのメッセージ～」と題して作成した。



図2 リーフレット「児童虐待のない未来へ」 * (2)

同リーフレットは、「南高生の虐待への関心と理解度」,
「被虐待体験と虐待容認の関係性」といった調査結果を
掲載するとともに、次の4点を啓発する内容で編集した。

- 啓発1 何が虐待行為に当たるかを正しく理解させる
- 啓発2 意識しにくい「言葉による虐待」に気づかせる
- 啓発3 さまざまな子育て相談機関の存在を周知し、子育てに困った時に相談できる素地を作る
- 啓発4 体罰を禁止した児童福祉法等の改正法を周知する

4.2 児童虐待防止のための啓発集会



図3 啓発集会の様子

SSH 課題研究の報告として特別に時間をいただき、前記の意識調査に協力してくれた生徒を対象として啓発集会を実施した(図3)。プレゼンテーションを行い、リーフレットを配布した。

各教室に戻りリーフレットを読んでもらった後、以下により事後アンケートを実施した。

対象：長崎南高校3 学年生徒 (有効回答数 207)

実施日：令和2 年4 月15 日

5. 意識調査・アンケート分析による効果検証

5.1 啓発1 の効果検証

事前の意識調査・事後アンケート (以下、事前・事後)の結果について、11 の質問の回答を数値化して比較した(表1)。

表1 事前・事後の質問1~11の結果 (n=207)

質問	あなたはこの行為が許されると思いますか。		事前		事後		P値
	M	SD	M	SD	M	SD	
1 パーで子供をたたく	2.36	0.56	2.73	0.53			
2 グーで子供をなぐる	2.78	0.51	2.92	0.35			
3 子供に食事を与えない	2.91	0.40	2.93	0.33			
4 具合の悪い子供を病院に連れて行かない	2.81	0.46	2.93	0.33			
5 子供の前で汚い言葉を使用する	2.69	0.54	2.86	0.42			
6 親が子供の前で家族に対して暴力をふるう	2.88	0.41	2.93	0.35	0.000271		
7 子供に性的なものを見せる	2.82	0.48	2.94	0.33			
8 子供をお風呂に入れない	2.79	0.47	2.92	0.35			
9 外出の際、子供を家や車の中に置いていく (~6歳までを指す)	2.71	0.55	2.88	0.37			
10 子供を無視する	2.69	0.55	2.88	0.39			
11 罰として家の外に締め出す	2.62	0.58	2.84	0.44			

*各項目に 1思う 2場合によっては許される 3思わない で回答。それぞれを1~3点とした。

全ての質問について、事前から事後へ平均値は上昇した(図4)。また、上記の平均値をt検定(一対の標本による平均の検定)にかけた結果、 $P < 0.001$ で有意差が認められた。以上の2点から、啓発1には一定の効果があったと考える。

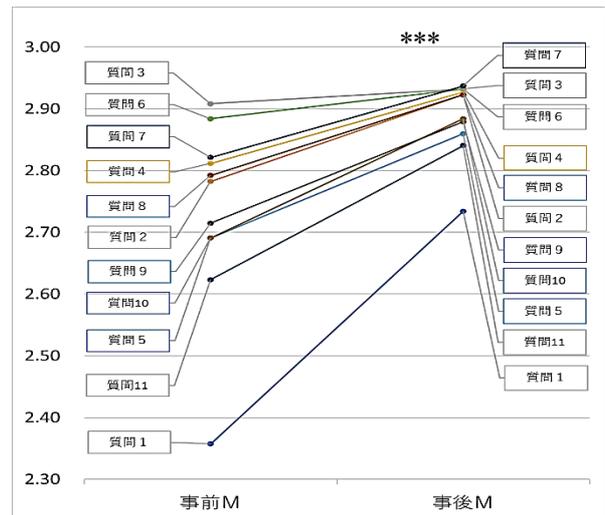


図4 事前・事後の質問1~11の結果

5.2 啓発2 の効果検証

表1の質問5(言葉による虐待)の回答について(表2), χ^2 検定を用いてP値を算出した(表3)。

表2 質問5回答の分割表 (n=207)

項目	1	2	3
事前	8	48	151
事後	6	17	184

表3 質問5回答の検定結果 (n=207)

χ^2 値	P値
39.1947	3.08E-09

分割表でスコアの上昇が見られ、 $P < 0.001$ で有意差が認められたことで、啓発2にも一定の効果があったと考える。啓発集会やリーフレットで詳しく説明したことにより、認識しづらい「言葉の虐待」についても生徒に理解してもらえたのではないだろうか。

5.3 啓発3 の効果検証

子育て相談機関に関し、事前・事後を比較した。

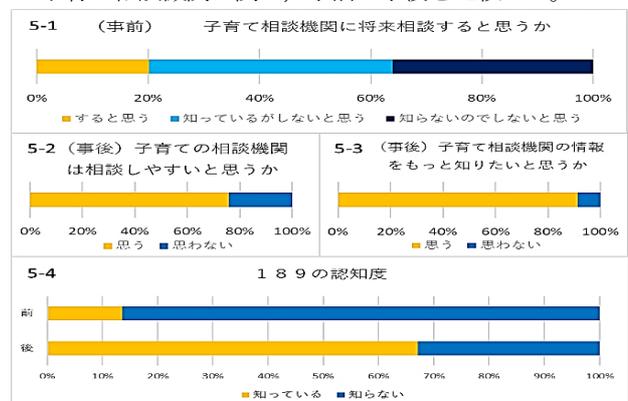


図5 子育て相談機関に関するアンケート結果 (n=207)

事前では「子育て相談機関を知らない」が36.2%、「知っているが相談しないと思う」が43.6%だったが(図5-1)、事後では「子育ての相談機関は相談しやすいと思う」が75.8%(図5-2)、「子育ての相談機関の情報をもっと

知りたい」が91.3% (図5-3)であった。

また、「189」は事前で認知度が低かったため、啓発活動でそれが「児相直通相談ダイヤル」であることを紹介した。認知度の上昇はみられたものの67.1%に止まり、満足のいく結果にはならなかった (図5-4)。どのような場面で使用するのか、より具体的な説明が必要であったと考える。

6. 虐待行為に関する啓発効果の偏り

6.1 啓発効果の偏りと被虐待体験の割合

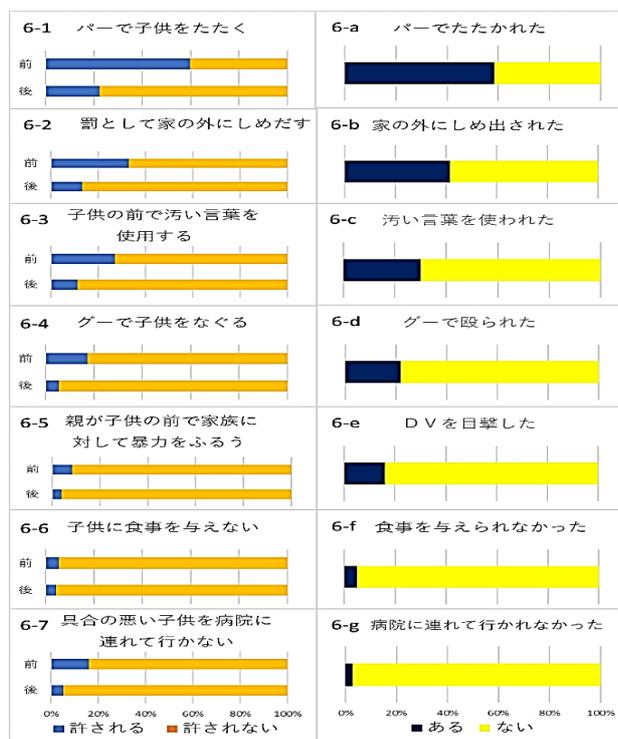


図6 虐待行為の容認と被虐待行為の有無

事前・事後について、その虐待行為が「許されない」と「許される」「許されると思う」と「場合によっては許されると思う」の合算の割合を比較したところ (図6-1~7)、全ての質問で「許される」の割合が減少したが、減少率や事後の「許される」の割合には偏りが見られた。そこで、その行為を受けた経験の有無 (図6-a~g) と比較して考察した。グラフからは、子どもの頃受けたことのある人が多い虐待行為ほど許されると思う割合が高い行為であることが窺えた。また、容認度の高かった2つの行為について被虐待経験との有無で χ^2 検定を行ったところ「パーでたたく」の χ^2 値は7.53968、P値は0.023、「家の外に閉め出す」の χ^2 値は13.0613、P値は0.0014であり、被虐待経験の有無と虐待行為の容認度には $P < 0.05$ で有意差が認められた。

6.2 容認する人が少なからず残った虐待行為

今回啓発集会を行ったことで「許される」と考える割合はいずれも減少した。前記の2つの行為についても大幅な減少が見られたが、事後もなお容認する人が少なからず存在した (表4)。虐待行為の種類で事前に加え事後も容認する率が違うことに疑問を抱き、これが本校生に限った傾向なのかを確かめることにした。

表4 事後にも虐待行為を容認する生徒 (n=207)

虐待行為の内容	割合	人数
パーで子供をたたく	22.2%	46人
罰として、家の外に締め出す	13.0%	27人

6.3 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査との比較

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査報告書⁽³⁾と比較した。同書によると「子どもをたたくことに対してどのように考えますか」という質問に何らかの場面でたたくことをすべきと答えた人は60%を占めている (表5)。これは本校生の事前の「パーで子供をたたく」を容認する割合 (図6-1上) と一致する。本校生の傾向は社会的にも見られるものだとわかる。

表5 調査報告書III-1-1 グラフ2によるデータ

(n=20000)	①	②	③	④
しつけのために子どもをたたく	0.9%	15.5%	43.7%	40.0%
①積極的にすべき ②必要に応じてすべき ③他に手段がないと思った時のみすべき ④決してすべきでない				

さらに、しつけのために行う行為について内容を細かく尋ねた質問では次のような結果であった (表6)。

表6 調査報告書III-1-2 グラフ3によるデータ

(n=20000)	①	②	③	④
こぶしで殴る	0.3%	2.0%	7.1%	90.6%
ものを使ってたたく	0.3%	2.0%	8.9%	88.9%
お尻をたたく	1.8%	23.6%	44.0%	30.7%
手の甲をたたく	1.6%	24.5%	39.5%	34.5%

①~④は表5に同じ

表6からは、「お尻をたたく」、「手の甲をたたく」などの比較的軽度と思われるたたく行為については肯定的に捉えていることがわかる。本校生でも、事前の容認する割合は「パーでたたく」は「グーでなぐる」の3.4倍の59.1%、事後でも5人に1人が容認しているところから、比較的軽度と思われるたたく行為を肯定するという点で、社会と共通する傾向があるといえる。

また、同書の「しつけのために、屋外やベランダに出すことをどのように考えますか」という質問には25.8%の人が「すべきである」と答えている (表7)。本校生の「罰として家の外に締め出す」を容認する傾向も社会的にも見られるものだとはいえる。

表7 調査報告書III-1-4 グラフ7によるデータ

(n=20000)	①	②	③	④
屋外やベランダに出す	0.3%	5.4%	20.1%	74.1%

①~④は表5に同じ

7. 体罰禁止の明文化をどう捉えるか~啓発4を経てわかったこと~

児童福祉法等の改正法において、親権者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文化され、令和2年4月1日から施行された。この改正は子育てを

社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としており、罰則規定は設けられていない。また、禁止された体罰の定義については「たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当」するとしている⁴⁾。

啓発 4 としてこのニュースを紹介し、事後に次のような質問を行った。

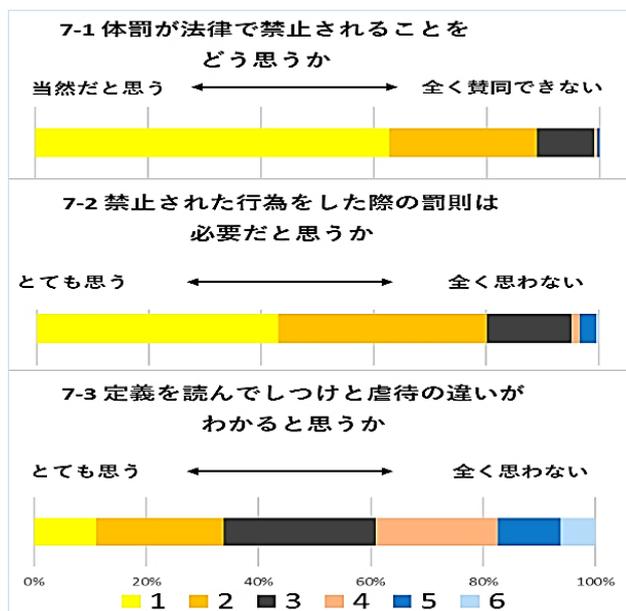


図7 法律改正にかかる事後アンケート結果 (n=207)

体罰が法律で禁止されることについてどう思うか「当然だと思う」から「全く賛同できない」まで6段階で尋ねたところ、1～3を選んだ生徒が99.3%を占める結果となった(図7-1)。また、禁止されている行為をした際の罰則は必要だと思うかと尋ねると、1～3を選んだ生徒が95.2%を占めた(図7-2)。

次に、厚生労働省が示す上記下線部の定義を読んでしつけと虐待の違いがわかると思うか尋ねた。結果は「とても思う」から「全く思わない」まで回答にかんがりのばらつきがあった(図7-3)。

8. 考察

以上の結果をもとに、次のように考察した。

8.1 啓発活動について

本校生は虐待等のニュースに関心を持っていても、情報や知識を得る機会が少ないため、正しい理解ができていない。しかし、今回啓発活動に誤解を正したり新たに情報を付与したりする効果が認められたことから、高校生を対象として啓発活動を行うことは将来起こりうる虐待を防ぐ予防的支援策として有効だと考えられる。すべての世代へ啓発活動を行うことが最善ではあるが実際には難しく、その点、高校生への啓発活動を確実にやっていくことは、時間はかかるが悉皆かつ効果的な啓発に繋がるといえる。また、啓発活動の際、困った時の対処法やさまざまな相談機関があることを周知することで、情報を得てよりよい子育てを行おうという意欲を喚起することもわかった。

8.2 虐待行為容認の背景について

本校生において、子どもの頃に受けた虐待経験とその行為の容認の度合いに関連が見られた。自分の育てられ方を否定したくないという思いや、親のしつけを肯定したいと思う気持ちが虐待行為を容認させる一つの要因であると考えられる。また、比較的軽度の体罰については容認する人が少なくなく、一度の啓発では認識が改まらない人も一定数いた。社会調査でも同じような傾向が見られたことから、本校生を含む社会の人々には「子どもに対する軽度の体罰はしつけをする上で必要だから虐待には当てはまらないはずだ」という意識が根強く残っていることが窺える。

8.3 体罰禁止の法制化について

本校生は、体罰に対して否定的な考えが強く厳罰化を望む傾向にある。しかし、「体罰」を定義した厚生労働省の表現に関しては理解に大きなばらつきがあった。社会でも法制化を歓迎しながらも、何が体罰に当たるのかについては、上記8.2で触れたとおり育った環境等によって、さまざまな捉え方があると考えられる。曖昧で抽象的な定義では捉え方に違いが生じ、法律による体罰禁止の明文化も虐待行為をなくすという実効性に乏しいのではないか。

よって、体罰を容認しない社会、また虐待行為のない社会の実現のためには、社会全体が同意できる明確な定義を示す必要があり、また、してはいけない具体的な行為をガイドラインという形で示した上で、これらを周知するための啓発活動が必要だと考える。その上で罰則規定を伴う法整備を進めることが望まれる。

9. おわりに

今後の課題としては、より効果的な啓発活動の研究が挙げられる。対話を含むワークショップ形式など、さまざまな考え方を知りながら参加者全員で理解を深めていく方法を研究していきたい。

謝辞

本研究のため快くインタビューに応じてくださった長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター所長(当時)の柿田多佳子氏、啓発1・啓発2にかかる検定についてご助言を賜った長崎総合科学大学准教授の繁宮悠介氏に深く感謝の意を表したい。

参考文献

- (1) 長崎こども・女性・障害者支援センター所長作成・提供資料を参照し山崎作成
- (2) 同リーフレット両面のうちの片面。同リーフレット両面は長崎県立長崎南高等学校 HP 参照：http://nagasaki-minami.net/page_20200331091131/page_20200402234424/
- (3) 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン：「子どもに対するしつけのための体罰等の意識実態調査結果報告書」(2018年2月15日発表) pp.8,9,12
- (4) 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」：「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」(2020年2月発表) p.5